

## 総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和4年9月27日（火曜日）  
午前9時30分～午後0時04分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 坪井康男副委員長  
山中佳子委員 高木法生委員  
岡山隆委員 村田弘司委員  
山下安憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員  
なし
- 6 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 西山聖子 議会事務局係長  
阿武泰貴 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者  
志賀雅彦 デジタル推進部長 藤澤和昭 総務企画部長  
繁田 誠 観光商工部長 白井栄次 上下水道局長  
安村芳武 病院事業局管理部長 竹内正夫 デジタル推進課長  
斉藤正憲 税務課長 河村充展 観光政策課長  
別府泰孝 商工労働課長 安永一男 選挙管理委員会事務局長  
西村明久 監査委員事務局長 岡崎輝義 管理業務課長  
佐伯憲一 施設課長 古屋壮之 病院事業局経営企画室長  
古川和則 市立病院事務部事務長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案8件を審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第57号令和3年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第57号令和3年度美祢市水道事業会計決算書の認定について説明をいたします。

決算書1ページ、2ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入は、上の表の第1款水道事業収益の決算額の欄を御覧ください。消費税込みで7億8,427万5,039円でございます。

一方、支出は、下の表の第1款水道事業費の決算額の欄を御覧ください。消費税込みで7億832万6,890円でございます。

この結果、消費税込みの収入支出の差引額は、ここには明記しておりませんが、7,594万8,149円の収入の超過であります。消費税差引後は、後の損益計算書で御説明いたしますが、761万862円の純利益となりました。

次に、決算書3ページ、4ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。

収入は、上の表の第1款資本的収入の決算額の欄を御覧ください。7億9,269万8,730円でございます。

一方、支出は、下の表の第1款資本的支出の決算額の欄を御覧ください。令和3年6月議会で報告しました、令和2年度からの繰越額1億8,679万9,300円を含めまして、10億2,645万1,381円でございます。

なお、令和4年6月議会で報告いたしました建設改良費の7,710万2,700円を令和4年度に繰り越ししております。

この結果、3ページの下にございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,375万2,651円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

6,796万9,937円、過年度分損益勘定留保資金1,048万3,542円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,529万9,172円で補填をいたしました。

続きまして、財務諸表について御説明をさせていただきます。

決算書5ページ、6ページを御覧ください。令和3年度美祢市水道事業損益計算書でございます。6ページの下から4行目を御覧ください。

当年度は761万862円の純利益となりました。

また、一番下の行になりますが、当年度未処分利益剰余金は同額の761万862円となっております。

決算書9ページを御覧ください。令和3年度美祢市水道事業剰余金処分計算書でございます。

一番右の列の未処分利益剰余金の一番下の行を御覧ください。

ただいま説明いたしました未処分利益剰余金を処分せずに、そのまま繰越利益剰余金とするものであります。

続きまして、事業の報告をいたします。決算書14ページを御覧ください。

地方公営企業法施行規則の一部改正により、令和3年度決算より事業報告書に、(2)といたしまして、経営指標に関する事項を追加しております。

続きまして、決算書16、17ページを御覧ください。建設工事の概要でございます。17ページの上の表を御覧ください。

令和2年度からの繰越分につきましては、上野・秋吉地区水道統合整備事業総配水管布設工事ほか、計3件で、1億8,679万9,300円。

続きまして、下の表を御覧ください。

令和3年度事業としまして、工事につきましては、上野・秋吉地区水道統合整備事業送配水管布設に伴う消火栓設置工事ほか、令和4年度繰越分も含めまして、計26件で、次のページの18ページ、19ページの合計4億3,605万8,300円を執行いたしました。

また、委託料では、同じページの下の表で、合計1億3,050万2,665円を執行いたしました。続きまして、業務について説明をいたします。次のページの20ページの上の表を御覧ください。市内全域での事業量です。

令和3年度の2の年度末給水戸数は1万34戸、対前年度比較で1戸の増加、3の年間配水量は316万7,050立方メートル、対前年度比較で3万8,818立方メートルの

減少、5の年間給水量は254万8,057立方メートル、対前年度比較で2万9,013立方メートルの減少となりました。7の有収率は80.46%となり、前年度より0.07%改善いたしました。

また、決算書の最終ページの52ページに、3地域のセグメントごとの営業収益等を報告しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。高木委員。

○委員（高木法生君） ただいまの説明におきまして、水道事業の収支状況につきましては、761万862円という当年度の純利益が出たということでございました。

令和2年度につきましては、一時的に発生いたしました未処理欠損金1,048万3,542円であったと思いますが、これにつきましては、議決後、減債積立金で取崩しをしてゼロになったということで、今年は純利益ができたということで、そのまま未処分利益剰余金としてこの数字が上がったということで、大変喜ばしいことであると思っています。

このことにつきましては、料金の改定等、経営改善等、努力が不可欠という認識から経費の削減などの取組等が功を奏したと理解しておりますけれども、執行部として、ほかに何か見解がございましたら、お伺いしたいと思います。

それからもう1件、令和2年度から運転維持管理につきまして、民間委託として540万円ばかり、おおむねですね、削減できたという以前お話があったかと思っておりますけれども、この削減策と同時に専門性の職員、運転技術の継承といえますか、これに向けた具体的な対応・方針等があればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの高木委員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず前段の部分で、経営改善に向けた努力の推移ということでございますけれども、御承知のとおり今の社会情勢、ウクライナ情勢等ございまして、燃料費等が非常に高騰しておるとい、それを含めて、半導体の資機材等の高騰等もございまして、一部経費的には、そういったことに関わりまして、薬品の増あるいは電気代の増と

いうところもございますけれど、一方で、人事異動に伴いまして職員配置の工夫も行ったりもいたしております。

それから漏水調査につきましては、水道法の改正で、管路台帳の策定が今年度10月までに義務づけられておりまして、それに伴う管路台帳の策定業務が終了いたしましたことと、それに伴いまして、漏水調査を随意契約で行ってございましたところ、その管路台帳の作成業務も終了いたしましたことから、漏水調査として、単独で、これは指名競争入札ということも可能となりましたことから、そういったところが大きく経費の削減となっておるところでございます。

その他加えまして、令和3年度におきましては、冬季の凍結——管路が凍結をして、漏水を頻繁に起こすという事案が毎年毎年懸念されておったところですが、令和3年度におきましては、そういった事案も比較的少なく済みましたので、修繕費の減少というところも大きく経費削減に貢献をしたというふうに考えております。

それから、後段の今後の職員配置と申しますか、そういった業務の改善というところもございますけれど、これまで、水道施設の維持管理につきましては、直営という形で実施してございましたところ、専門の民間事業者に対して業務委託をすることで、経費を削減できたというそういう実績もございます。

今後も、職員配置を考慮しながら、そういった官民連携、民間事業者の能力といえますか、そういったものも積極的に取り入れながら、職員配置と関連づけて、経費の削減に努めて、そういう官民連携を進めることによって、経費の削減を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 私のほうから質問させていただきます。

今の高木委員のほうから非常に適切な質問ありまして、回答もよく分かりました。3条のほうの収益的収支も、4条の資本的収支においても非常に堅調、健全にやっておられるということが分かって安心しました。よく、事務局のほうは努力されておられると思います。

で、キャッシュフロー計算書ですね、間接法を見ましても、最終的な資金の期末残高が2億6,900万円余りあるということで、先ほども健全、堅調ということをお

し上げたけれども、それが当てはまってるだろうというふうに思います。現金がないと仕事できませんのでね。

それで私のほうからは、ちょっと視点を変えて質問させていただきたいと思います。

現在、台風15号の影響で、静岡県ですね、特に清水の辺りが大きな断水が起こっております。あそこは川の水を水道に使ってますんで、川の水を取水するのが下がったということで、断水につながったわけですが、美祢市はありがたいことで、非常に、芳醇なすばらしい水を、地下水を使って市民の皆さん方に給水しておるといふ状態です。

これから、いろんなことがあると思います。天変地異が頻繁に起こるようになってますし、台風も日本の近県で多く発生してますんで、これから水道事業というのが大変大きなライフラインの要であると私思ってます。水が出ないというのはもちろん生きていくにも必要ですし、トイレの水さえ流せない。これはもちろんですね。それが、もう1週間、10日すると生活が成り立たないということが起こってきます。ですから、このことについて、上下水道事業局ですね、日々常に何が起こるか分からないという大前提の下に、どういうふうな取組、また準備をしておられるか。

例えば、停電が起こった場合、水を取って配水地ですね、配水して、溜めるタンクのほうに引き上げて、自然流下で各家庭に水を給水してるとは思いますけれども、ポンプで上げてますんで、電源が切れてしまいますと配水所の水が空になった瞬間に皆断水ということになります。ですから、配水地に上がる、上げるためのポンプを動かせなくなるということを考えられて、先々ですね、過去にもありましたけれども、電源、いろんな発電機とかありますよね。それを年々ちゃんと備蓄しておられるんか、それぞれの配水地の近くに配置しておられるか、その辺が分かりますとね、市民の方も安心されるでしょうから、その辺のちょっと説明を願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） ただいまの村田委員の御質問にお答えしたいと思います。

台風等の対策について、どのようにされているかということだと思いますけど、このたびの台風もですけど、通常でも、台風が——台風の進路が山口県に接近する場合につきましては、今、豊浦第3浄水場、そして、大嶺町にあります美祢工業団地のポンプ所、そして、美東町にあります水溜まり浄水場の3か所について、事前

に発電機をリースして、1か月ないし2か月間、配備をしておるところでございます。

それと併せまして、ほかのポンプ場などにも緊急で対応するため、事前に発電機を2台等を確保して、業者のほうに配置してもらうように依頼をしておるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 佐伯課長、ありがとうございます。大変あなたの説明を聞きまして、安心をいたしました。恐らく市民の方々も、先を読んで、いろんな対応をしておるのが美祢市の上下水道事業局だということを感じられたと思います。これから台風が来てほかの災害もあるでしょうけれども、水については、命の水については、的確に配給、配水されるということを市民の方が思われたんでないかと思います。これからもよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、令和3年度の美祢市水道事業会計決算の認定について、何点か質問してまいりたいと思います。

今回、上水道、一般用、この令和3年はですね、112万4,560立米ということで、ちょうど比較しておりました10年前の平成23年のときには131万1,180立米ということで、これを100とした場合には、この令和3年度が給水人口の減少に伴いまして、平成23年度と比較した場合、今現在、令和3年は86%ということになっております。

それで、それならば祖父ヶ瀬浄水場における硬度低減化処理施設のランニングコストについて、大体水の生産が86%ですから、当然、このランニングコストも86%までとはいかないまでも、そういった形に比例しなければならないと思っております。

それで、平成24年度は、1立米に対して21.2円、令和3年は、1立米が17.8円ということで、84%ということで、基本的にはこのランニングコストは人口減少に伴って、大体ランニングコストも同等な比率になってるかなと、このように思っております。

この中で、特に注目したいのは、この薬品の硫酸の使用料、これが平成24年が

200万円であったものが、令和3年度では263万円ということで、これ1.3倍に増えております。

電力については、10年前と比べた場合には1.04、ペレットは大体1倍ぐらいかなとは思っておりますけれども、こうした一部のこういったランニングコストが、特に硫酸なんかは本当ならば、八五、六%程度のランニングコストになっておかなかないわけでありまして、逆にちょっと増えてる。電力も増えてる。給水量は86%に減ってきているのに、こういった数字が出ているということは、こういった形でこういうふうになっているのかどうか。薬品であれば、薬品のコストが上がったのかどうか、その辺等も踏まえて御説明願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、電力量の増加というところなんですが、実際の使用した電力は、ほぼ減ってると思うんですよ、使用電力量ですね。ただ、その電力の単価が増減しているというところで、結果、増額になったものと思われまして。

それとあと、硫酸の使用料ですけども、使用料自体、使った年間の量自体は若干減ってると思うんですけども、ここで入札をしております、その入札の結果で、若干、単価が増減するというところで若干上がってるのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） あまりにもちょっと簡単な説明で、なかなかちょっと理解しにくいところがあるんですけども、それぞれの原材料のこの10年間における価格の高騰で、硫酸もちょっと高くなってきてる。電力使用料もそういう形ということで、ちょっとこれについてはまた、今後ともしっかりと精査して、今の説明は一旦受け止めておきたいと思っております。

逆に、この美東の水流浄水場ですけど、これは平成29年度から事業の運営が開始されております。そこにおける硬度低減化処理施設におけるランニングコスト、これについては給水量が41万立米、平成29年、そして、令和3年には49万立米ということで、1.2の増加になっております。

一方ですね、このランニングコストは、平成29年は55.4円/立米、そして令和3年については、立米が45.8円ということで、逆にランニングコストは約0.8倍とい



うことで80%ですね。そして苛性ソーダ、試薬の苛性ソーダについても、29年と令和2年比較した場合には74%、硫酸使用料も88%、塩化第二鉄も61%ということで、逆に、普通であれば、少しずつ使用料、薬品の使用料が高くなると、パーセンテージが高くなるといけないのに逆に下がって、いい傾向にあるんですけども、それだけランニングコスト下がるわけでございますけれども、この給水量が、美東においては、水溜浄水場ですけど、給水量の生産量が20%増えているのに、ランニングコストは、逆に当初より85%減少している、非常にいいことなんですけれども、こういった形、いい方向になっているということはこういったことなんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

水溜浄水場は、供用開始が平成28年度だったかと思います。で、当初は、平成29年度、30年度に関しましては、やはり立ち上げ時にいろいろ薬品費を多く使いながら、試行錯誤して運転をしていくというところで、恐らく29年度は苛性ソーダなりが高くなったのかなとは思いますが。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） あんまりちょっと数字的なことをちょっと言いましたので、ちょっと理解できないところが多かったのではないかと思います。

いずれにしても、美東における浄水場、開始以来、水道を引かれる方も増えてきて、給水量の生産が増加しているということで、今後ともこの令和3年度決算、ベースにして、今後、こういった給水生産量が増加するかどうか、この辺最後質問しましてよろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

今後の経費なんですが、まず、主にはやっぱり動力費かと思います。電力料ですね、これが近年上昇している関係で、ちょっとこの先どうなるかは分かりかねますけれども、現状よりは当面高くなるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員、先ほどちょっと浄水場のお名前をちょっとあれ

だったので、水溜、水溜。よろしいですね。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） すみません、先ほどの答弁のちょっと訂正させていただきます。

水溜浄水場は、供用開始は以前からあったんですが、硬度低減化が開始されたのが平成28年度からというところで、ちょっと修正をお願いいたします。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、まず議案第57号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号令和3年度美祢市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第58号令和3年度美祢市下水道事業会計決算の認定について説明をいたします。

決算書1ページ、2ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。表の決算額の欄を御覧ください。

収入につきましては、第1款公共下水道事業収益が5億4,419万6,193円、第2款農業集落排水事業収益が2億4,308万2,789円、収入合計7億8,727万8,982円でございます。

次に、決算書3ページ、4ページの表の決算額の欄を御覧ください。

一方、支出につきましては、第1款公共下水道事業費用では5億612万3,986円、第2款農業集落排水事業費用では2億2,880万8,879円、支出合計7億3,493万2,865円でございます。

この結果、消費税込みの収入支出の差引額は、ここには明記しておりませんが、

5,234万6,117円の収入の超過であります。消費税差引後は、後の損益計算書で御説明いたしますが4,648万5,638円の純利益となりました。

次に、決算書5ページ、6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。表の決算額の欄を御覧ください。

収入につきましては、第1款公共下水道事業資本的収入では、2億1,022万1,800円、第2款農業集落排水事業資本的収入では7,933万908円、収入合計2億8,955万2,708円でございます。

決算書7ページ、8ページの表の決算額の欄を御覧ください。

一方、支出につきましては、第1款公共下水道事業資本的支出では2億8,858万7,427円、第2款農業集落排水事業では1億1,527万6,009円、支出合計4億386万3,436円でございます。

なお、令和4年6月議会で報告いたしました2事業の建設改良費につきまして、1億5,250万円を令和4年度に繰越ししております。

この結果、7ページの下にございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,431万728円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額586万479円及び過年度分損益勘定留保資金1億845万249円で補填をいたしました。

続きまして、財務諸表について御説明させていただきます。決算書9ページを御覧ください。令和3年度美祢市下水道事業損益計算書でございます。下から3行目を御覧ください。

当年度は4,648万5,638円の純利益となりました。前年度繰越利益剰余金1億8,399万7,640円を加えた結果、一番下の行になりますが、当年度未処分利益剰余金は2億3,048万3,278円となりました。

決算書12ページを御覧ください。令和3年度美祢市下水道事業剰余金処分計算書です。

一番右の列の未処分利益剰余金の一番下の行を御覧ください。

ただいま説明いたしました未処分利益剰余金を処分せずにそのまま繰越利益剰余金とするものであります。

続きまして、事業の報告をいたします。決算書16ページを御覧ください。

地方公営企業法施行規則の一部改正により、令和3年度決算より事業報告書に、(2) としまして、経営指標に関する事項を追加しております。

次に、決算書18ページを御覧ください。建設工事の概要について御説明をいたします。

令和3年度の主なものは、公共下水道事業につきましては、工事請負費の中では、マンホールポンプ施設監視通報装置設置工事、中万倉地地区枝線管渠布設工事、委託料につきましては、美祢市浄化センターほかの建設工事委託に関する協定。

決算書19ページを御覧ください。

農業集落排水事業につきましては、主なものとして、マンホールポンプ施設監視通報装置設置工事でございます。

令和3年度の工事請負費と委託料を合わせまして、一番下の行になりますが、合計で1億1,543万7,600円でございます。

決算書20ページを御覧ください。

業務量について、御説明をいたします。

まず、公共下水道事業につきましては、1、年度末処理区域面積は0.05ヘクタール増えまして、628.55ヘクタールとなりました。

2の年度末管渠整備延長は、昨年度より85メートル増えて、11万4,867メートルとなりました。6の年度末水洗化戸数は3,605戸で46の増加となりました。7の年間総処理水量は108万7,418立方メートルで、5万4,527立方メートルの減少、8の年間の有収水量は86万3,480立方メートルで、1万5,574立方メートルの減少となりました。9の有収率は79.4%となりました。

農業集落排水事業につきましては、6の年度末水洗化戸数は997戸で18戸の増加となりました。7の年間総処理水量は26万9,226立方メートルで、2万4,353立方メートルの増加、8の年間の有収水量は23万646立方メートルで347立方メートルの減少、9の有収率は85.7%となりました。

また、決算書の最終ページの49ページにセグメントごとの営業収益などを報告しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第58号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号令和3年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋美東病院事業部事務長。

○美東病院事業部事務長（古屋壮之君） それでは、議案第59号令和3年度美祢市病院等事業会計決算について御説明をさせていただきます。

最初に、令和3年度美祢市病院等事業会計の決算につきまして、決算書の2ページから5ページ、の決算報告で御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入の決算額は、第1款の病院事業収益は35億2,971万7,960円、第2款の介護老人保健施設事業収益が3億5,658万465円、第3款の訪問看護事業収益が5,369万1,960円となり、合計で39億3,999万385円となっております。

一方、支出の決算額につきましては、第1款の病院事業費用が35億70万1,130円、第2款の介護老人保健施設事業費用が3億8,990万9,324円、第3款の訪問看護事業費用が4,722万6,451円となり、合計で39億3,783万6,905円となっております。

次に、4ページ、5ページ、こちらが資本的収入及び支出についてであります。まず、収入としまして、第1款の病院事業資本的収入が6億4,742万7,000円、第2款の介護老人保健施設事業資本的収入が5,107万7,000円となり、合計で6億9,850万4,000円となっております。

一方、支出につきましては、第1款の病院事業資本的支出が7億6,573万3,755円、第2款の介護老人保健施設事業資本的支出が3,780万7,346円となり、合計で8億354万1,101円となっております。

この結果、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億503万7,101円につきましては、退職給付引当金で措置したところでございます。

次の決算書、6ページ、7ページに、資本的収支を損益計算書の形式でお示ししております。

1 事業収益と3 事業外収益の合計39億2,184万3,338円、2 事業費用と4 事業外費用の合計39億2,268万7,549円で、当年度純損失が84万4,211円を計上しております。

この当年度純損失84万4,211円に前年度繰越欠損金9億121万9,980円を合わせた結果、当年度未処理欠損金は9億206万4,191円となり、この全額を翌年度繰越欠損金として処理させていただきたいと存じます。

続きまして、病院等事業各施設ごとの令和3年度の経営状況について御説明をいたしたいと思っております。

まず、市立病院に関してであります。

決算概要説明資料38ページ、39ページになります。

まず、病院医業収益のうち入院収益です。

入院収益につきましては9億1,254万6,376円で、対前年度比1億1,762万6,134円の減となっております。

説明欄に記載のとおり、年間延べ入院患者数が3万2,259人、1日平均にして88.4人となりまして、対前年度比で6,335人、1日平均では、17.3人の減となっております。

また、診療単価につきましては2万8,288円、対前年度比で1,595円の増加を見ております。

延べ入院患者数の減少の理由といたしましては、令和3年度では年間を通じて、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れるための協力医療機関としての役割を果たすため、稼働病床4床を確保したことにより、この4床を確保するために、6床の休床の結果、受入患者数の減少、また、新型コロナウイルス感染症の患者に対応するための、また別な看護体制を構築するため、看護師の不足によりまして、一般病床に入院、一般病床への対応力が不足したため、若干、救急患者、紹介患者の受入れの制限を行ったところがあると考えております。

次に、外来収益につきましては、4億2,445万3,811円、対前年度比684万6,370円の増となっております。

説明欄記載のとおり、延べ外来患者数3万7,445人、1日平均して150.7人、対前年度比で1,256人、1日平均では5.8人の増となっております。

なお、診療1人当たりの診療単価は1万1,335円、対前年度比では205円の減となっております。

以上、病院医業収益全体といたしましては、15億4,801万303円、対前年度比8,986万8,721円の減となっております。

次に、病院医業外収益に関しましては、新型コロナウイルス感染症、患者受入れ等のための病床を確保するための経費として、県支出金7,342万5,950円を計上しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策経費、こちらのほうの国の見直しによりまして、106万8,444円の病院医業外収益の減となっております。

以上の結果として、病院事業収益全体は19億2,408万9,557円、対前年度比1億3,421万9,306円の減となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は20億8,694万9,712円、対前年度比1,823万4,618円の減となっております。

このうち、費用増加の大きな項目といたしましては、給与費、材料費、そして経費が挙げられます。

給与費に関しましては、常勤医師1名が増加したこと、また、これまで委託業務で行ってございました医療事務職員、こちらを直接雇用することにより増加しております。

材料費に関しましては、入院患者数の減少による薬品費の減少、経費につきましては、給与費で申しましたとおり、これまで委託で実施してございました医療事務職員の対応を直接雇用にするために減少をしております。

以上の結果、1億6,286万155円が当年度の純損失となりまして、対前年度比で1億1,598万4,688円の収益悪化となっております。

次のページ、美東病院についてになります。

まず、病院医業収益のうち入院収益につきましては6億9,788万3,222円、対前年度比4,500万4,812円の減となっております。

説明欄記載のとおり、年間延べ入院患者数2万6,342人、1日平均にして72.2人となっております、対前年度比で2,521人、1日平均では6.9人の減となっております。

なお、診療単価は2万6,493円、対前年度比で750円の増加となっております。

延べ入院患者数の減少の理由といたしましては、市立病院同様、美東病院におきましても、新型コロナウイルス感染患者が受入れ、一応5床確保しておりますけれ

ども、その確保のために、15床休床したことが影響しておるといふふうに考えております。

次に、外来収益につきましては1億9,571万3,668円、対前年度比1,089万7,228円の増となっております。

説明欄記載のとおり、延べ外来患者数2万6,442人、1日平均にして109.3人、対前年度比では124人、1日平均では1名の増加となっております。また、1人当たり診療単価は7,402円、対前年度比380円の増加となっております。

これにより、病院医業収益全体としては10億3,974万4,125円、対前年度比で1,167万2,794円の減少となっております。

また、医業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症患者受入れのための休床に関する経費として、県支出金2億113万6,920円を計上し、この影響で、7,917万6,661円の増加となっております。以上の結果として、病院事業収益全体は16億248万6,434円、対前年度比5,270万2,657円の増加となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は14億1,310万3,140円、対前年度比1,329万2,433円の減となっております。

このうち、費用増減の大きな項目としては、給与費、また経費、給与費では、市立病院同様、医療事務職員を委託から直接雇用に変更したこと。また、経費では、医療事務職員の直接雇用により、委託料が減少したことが原因となっております。

以上の結果、1億8,938万3,294円が当年度の純利益となり、対前年度比で6,599万5,090円の収支改善となっております。

次のページですが、介護老人保健施設グリーンヒル美祢になります。

まず、事業収益のうち入所収益につきましては2億8,847万3,641円、対前年度比1,286万5,830円の減となっております。

これは、説明欄記載のとおり、年間入所者数が2万3,438人、1日平均にして664.2人、対前年度比で1,059人、1日平均では2.9人の減となっております。

また、通所収益につきましては3,794万8,275円、対前年度比147万9,022円の減となっております。

これも説明欄記載のとおり、年間通所者数4,246人、1日平均にして17.7人となり、対前年度比で154人、1日平均では0.5人の減となっております。

事業外収益につきましては、他会計負担金、いわゆる一般会計からの繰入金に関



すること。また、県支出金に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策経費が減少したことにより、これらの影響で、事業外収益は454万2,545円の減となっております。

以上の結果として、事業収益全体としては3億5,610万7,056円となり、対前年度比2,148万7,397円の減となっております。

一方、支出におきましては、事業費用全体が3億8,993万9,915円、収益と費用の差引き3,383万2,859円が当年度の純損失となり、前年度比較で1,704万1,423円の収支悪化となっております。

最後に、次のページ、訪問看護ステーションになります。

事業収益は5,030万810円、対前年度比716万5,524円の増となっております。

説明欄記載のとおり、年間利用者数が5,623人、1日平均にして23.2人となり、対前年度比で740人、1日平均では3.1人の増加となっております。

事業外収益の新型コロナウイルス関連の県支出金、これは見直しが行われ、なくなったことにより、対前年度比188万9,566円の減となっております。

以上の結果として、事業収益全体としては5,354万4,335円、対前年度比497万5,958円の増となっております。

一方、支出におきましては、事業費用全体が4,707万8,826円、収益と費用の差引き646万5,509円が当年度の純利益となり、前年度比較で690万256円の収支改善となっております。

以上、令和3年度美祢市病院等事業会計の決算の概要となります。

説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、令和3年度美祢市病院事業等事業会計決算認定、何点が質問してまいりたいと思います。

今も説明がありましたけれども、美祢市立病院と美祢市立美東病院、それぞれの事業収益について説明されて、美祢市立病院は、差引き、この事業収益と事業費用、差引き1億6,286万円の純損失ということを説明されました。

また、美祢市立美東病院は、差引き1億8,938万円の純利益ということで説明があったわけでございます。

今回この市立病院の病床使用率については、新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために、前年度比12.6%減の84%まで減少したということもありましたし、美祢市立美東病院の病床利用率についても患者数が減少し、前年度比6.9減の72.2%ということでありました。

問題は、新型コロナウイルス感染症患者受入れのために、確保された病床数は、美祢市立病院は4床という今説明があつて、美東病院は5床ということでありましたけれども、実際これ、緩衝地帯を合わせてこのグレーゾーン、そういったところの病床を含めた場合には、実際の病床を使われなくなるためには、この美祢市立病院4床、美東病院5床とありましたけれども、実際的には、どの程度の病床が休床となったのか、その辺についてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 古屋美東病院事務部事務長。

○美東病院事務部事務長（古屋壮之君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応市立病院のほうでは、4床を確保するために、6床を休床をしております。

これに対して、美東病院につきましては、5床確保するために、15床を休床しております。

この大きな違いとしては、やはり両病院の施設の構造上の問題がございます。

市立病院のほうに関しましては、2階病棟でコロナの受入れを行っておりますけれども、これを隔離するために要するスペース4床をつくるためには、6床しかちよっと休床できないという面があります。

これに対して美東病院、今2階の一般病棟の一部で、コロナの患者補償を設けて受入れ対応を行っておりますけれども、美東病院のほうでは構造としまして、2階病棟はいわゆるL字型、上から見たときに、L字型の構造になっております。L字型の短い辺の部分を隔離する形を取りまして、一応その部分で15床——15床分確保して、コロナの入院患者の受入れ5床分を確保しておるところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 建物構造上で、美東病院は15床の休床につながったという今説明がありました。

そこで、今回事業収益については、美東病院は1億8,938万円の純利益っていう

ね——出してあって、ここまですになったプラスになった要因とといいますか、これは病床、休床の確保ということで、美東病院においては、県の支出金が納入されて、それによって、こういう形になってきたのではないかと考えておりますけれども、それについてもう少し具体的に説明していただきたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） 古屋美東病院事務部事務長。

○美東病院事務部事務長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

美東病院のほうを、今決算概要説明資料の——美東病院の状況をお示ししておりますけれども、いわゆる医業外収益のうち県支出金、こちらのほうがコロナ病床確保のための休床補償の額となっております。

これが美東病院では、1日15床休床しておることから、全体として約2億円の休床補償を得ることができております。

この休床補償の一床当たりの単価といたしましては、基本的には、1日1床5万2,000円ほど補償額が定められておりますので、令和3年度、1年度間で休床した日数、かつ休床した病床数を基に、国のほうが算定され、県を通じて各病院が受入れを行っております。

なお、市立病院のほうにつきましては、先ほど——それに対して、市立病院のほうは6床の休床というところになりましたので、市立病院のほうで受入れを行った休床補償の額としては、約7,400万円にとどまったということになっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。具体的に説明していただきましたので、美東病院のほうのこの休床補償のほうが大きく、この純利益に貢献したということが分かりました。

美祢市立病院のほうは、病床数が休床補償が少ないということで、結構、よくはならなかったということでもあります。

ちょっと関連なんですけれども、これは当然、令和3年度決算でこうでありますけれども、今現在この令和4年度においても同様な対応となるのか、それについてよろしくをお願いします。

○委員長（猶野智和君） 古屋美東病院事業部事務長。

○美東病院事務部事務長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応令和3年度、市立病院、美東病院ともに、コロナ患者を受け入れるための協力病院として、病床を休床する中でベッドを確保しております。

岡山委員言われるように、令和4年度におきましても、4月以降、継続して、コロナ病床を確保しております。

一時期、7月の上旬、一旦第6波と言われる流行期が収まった頃に、一時的には、協力——病床確保の協力依頼は一旦解除されましたけれども、7月半ばからの今度7波の流行期で、その月内ですぐに確保要請がきましたので、現在に至るまで、この病床確保のための休床というのは続いておるところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後の流れといいますか、その辺がある程度理解できました。

問題は、いつまでもこの休床補償を頼るわけにはいきません。

ということですね、この令和3年度においては、この地方自治体病院における病床確保、美祢市立病院の138床、美東病院が100床ですかね——98、ちょっと、98床か100床を維持することが、今後とも病院事業医業収益を上げるために、コロナ禍が終わった場合には、この病床数を維持していくことが医業収益を上げるためには適切な病床数であるのかどうか。この辺、最後の質問といたしますので、よろしくをお願いします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。高木委員。

○委員（高木法生君） 2点ほどお伺いしたいと思います。決算書のページ14、令和3年度病院等事業報告書に記述してございますように、2つの病院とも、入院患者については、わずかながらに前年に比べ減少しておると。しかしながら、外来患者数については、少し微増ではございますけれども増えておるということでございまして、コロナ禍による診療控えというのは解消されたのではないかという感もいたしておりますけれども、どう捉えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

それから、2点目といたしましては、新美祢市病院改革プランにおきまして、2つの病院の一般病床のうち地域包括ケア病床を市立病院が30床、美東病院で12床ですか、回復期機能を持つ病床に変えられたと、令和2年度だったと思っておりますけれど

も、変えられたと思いますが、この入院収益等にも関わることでございまして、診療単価の状況も含めまして、どう進めていかれるのか、これをお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 古屋美東病院事務部事務長。

○美東病院事務部事務長（古屋壮之君） ただいまの高木委員の1点目の外来の関係の御質問にお答えしたいと思います。

一応令和3年度、コロナの流行を受けて、外来機能——美祢市内の外来受診者の受入れというところで、市立病院、美東病院、協力して行っております。

特に、発熱外来の設置、こちらのほう、両病院ともかなり外来患者数増えております。このことによって、外来患者の1人当たり単価も若干上向きにありますけれども、これも令和4年度も、一応9月の半ばぐらいまではかなり発熱外来に来られる患者多くございましたが、この1週間、2週間を見ると、徐々にコロナに関する発熱外来というのも減りつつございます。

ですから、一応一旦はコロナ、また今マスコミ報道等では、今度は年末年始でもう一度流行期がくるんじゃないかということも言われておりますけれども、そのあたりは、美祢市の実情におきまして、市立病院、美東病院のほうで外来のほう受け持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは高木委員の2点目の質問についてであります。

地域包括ケア病床、それぞれの病院についてどういう形に持っていくかという質問でございました。

市立病院のほうは、前議会で御説明しましたように、病床を12床減らしてしております、そのうち4階に53床ありましたところを45床にしました。で、4階の53床のうちの30床が地域包括ケア病床、したがって、今45床になっておりますので、45床のうちの30床が地域包括ケア病床になっております。

今の考え方としては、コロナが収束して、ある程度の前に、以前の患者の受診状況に戻るということを前提にしてでありますけど、一応4階の45床全体を地域包括ケア病床にしたいということでもあります。そういったことによって、高齢者が多い

美祢市の医療需要に応えていきたい。

今、地域包括ケア病床を45床全体をした後に、3階は療養病床であります。療養病床20対1に既にしておりまして、2階が救急を含む一般病床、10対1であります。この各階を完全に機能を分担して、それをうまく運用していきたいというのが市立病院の基本的な方針であります。

美東病院については、地域包括ケア病床、現在15床にしております。で、その運用で増やして、20床まで増やしたいというふうに考えておりますけど、非常にその運用について、今試行錯誤を重ねておりまして、すぐ20床にできるという状況ではありませんので、これも状況を見ながら、確実に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第59号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

それでは、55分まで休憩いたします。

午前10時43分休憩

-----  
午前10時54分再開

○委員長（猶野智和君） それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

次に、議案第60号令和3年度美祢市観光事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） それでは、議案第60号令和3年度美祢市観光事業会

計決算の認定について御説明いたします。

令和3年度の決算は、観光事業特別会計を公営企業会計に移行し、美祢市観光事業会計として2回目の決算となります。

ただいま配信しました決算書2ページ、3ページを御覧ください。

令和3年度美祢市観光事業決算報告書のうち、消費税込みの収益的収入及び支出でございます。

3ページの決算額の欄を御覧ください。

まず、上段、収入につきましては、観光事業収益として、営業収益が3億1,733万8,842円、営業外収益が3,465万1,510円、収入総額が3億5,999万352円となっております。

次に、下段、支出につきましては、観光事業費用として、営業費用が4億6,164万5,569円、営業外費用が951万3,878円、支出総額が4億7,115万9,447円となっております。

この結果、消費税込みの収入支出の差引きは1億1,916万9,095円の支出超過となっており、消費税差引き後は1億2,676万5,893円の純損失となりました。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。

5ページの決算額の欄を御覧ください。

上段、収入につきましては、資本的収入として、他会計負担金が897万3,000円、収入総額は同額の897万3,000円となっております。

次に下段、支出につきましては、資本的支出として、建設改良費が9,445万800円、企業債償還金が102万円、他会計借入金償還金が1,389万3,808円、支出総額が1億936万4,608円となっております。

なお、さきの6月定例会において御報告いたしましたとおり、地方公営企業法に基づき、建設改良費1,707万5,600円を令和4年度に繰越ししております。

この結果、4ページ欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億39万1,608円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額674万3,436円、及び過年度分損益勘定留保資金9,364万8,172円で補填しております。

続きまして、財務諸表について御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。令和3年度美祢市観光事業決算損益計算書でございます。

す。下から3行目を御覧ください。

当年度は1億2,676万5,893円の純損失となり、前年度繰越欠損金を含め、当年度未処理欠損金が2億4,469万8,489円となっております。

8ページ、9ページを御覧ください。令和3年度美祢市観光事業欠損金計算書及び欠損金処理計算書になります。

9ページ、一番右の列、未処理欠損金の一番下の行を御覧ください。

先ほど御説明いたしました当年度未処理欠損金の2億4,469万8,489円を処分せずに、そのまま繰越欠損金とするものであります。

続きまして、事業の報告をいたします。

14ページを御覧ください。地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、(2)経営指標に関する事項を追加しているところがございます。

続いて、16ページ、17ページを御覧ください。建設工事の概要について御説明いたします。

まず、令和2年度の繰越分として、秋芳洞駐車場ゲート設置工事ほか2件の工事を行っており、令和2年度からの繰越分の合計は3,709万3,800円となっております。

また、3年度事業分としまして、秋吉台リフレッシュパーク研修棟空調改修工事ほか3件の工事を行っており、令和3年度の工事請負費の合計は5,009万7,000円となったところがございます。

次に、業務委託として、秋芳洞——すみません、秋吉台家族旅行村の木製遊具設置業務及び秋吉台リフレッシュパーク研修棟空調改修工事に係る設計業務で、合わせて308万3,000円の支出がありました。

決算書18ページを御覧ください。業務について御説明いたします。

観光事業につきましては、一番上の表で、秋芳洞、大正洞、景清洞の三洞合計の年間入洞者数と1日平均入洞者数をお示しし、その下に各洞の内訳をお示ししております。

まず、三洞合計の年間入洞者数は24万6,641人、1日当たりの平均入洞者数が676人となっております。

対前年度比では、年間入洞者数は1万7,969人の増、1日平均では30人の増となっております。内訳といたしまして、秋芳洞に——すみません、30人の減となっております。失礼いたしました。



秋芳洞につきましては、年間入洞者数23万3,065人、1日平均639人、対前年度比では、年間入洞者数が1万6,129人の増、1日平均では31人——31人の減。

続いて、大正洞につきましては、年間入洞者数4,549人、1日平均12人、対前年度比では、年間入洞者数が195人の増、1日平均では1人の減、また、景清洞については、年間入洞者数9,027人、1日平均25人、対前年度比では、年間入洞者数が1,645人の増、1日平均で2人の増となったところでございます。

なお、上段の表の下に米印でお示ししておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことから、4月11日から5月21日までの41日間閉洞しておりますので、営業日数は324日。

一方、令和3年度は365日営業となっておりますので、秋芳洞、大正洞は、年間入洞者数が若干増えておりますが、1日平均ではマイナスとなっているところでございます。

次に、一番下の表、養鱒事業についてです。

まず、年間のマス販売数については2万2,522尾、対前年度比1,723尾の減。

次に、年間の釣りマス販売数については3万390尾、対前年度比482尾の減。

最後に、年間の釣り具貸出数は8,059本、対前年度比100本の増となったところでございます。

以上で、令和3年度美祢市観光事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） それでは、質問をさせていただきます。

くどいことは聞きません。今の説明をお聞きましたら、単年度の純損失は1億2,700万円ほどですね。これを含んだ当年度の未処理欠損金、繰り越すということですが、欠損金を。これが2億四千——ほぼ500万円ということで、大変大きな未処理欠損金が生じてきております。

一方では、今、最後に説明されましたけれども、一番大きな収入減であります秋芳洞、大正洞、景清洞の入洞者数は24万6,000人ばかりということで、2年に合わせ——比べたら1,800人ほど増えておると。しかしながら、営業日が、実は令和3年度のほうが多かったので1日当たりでは減っておるということで、大変苦難の日々が続いていると思います。

ですから、観光事業の担っておられる方々は、本当に大変だろうというふうに思っておりますけれども、今後恐らく、これから第8波は来る、第9波は来るということがあるでしょうけれども、ウィズコロナ時代がもうやって来ると思います。

そして、コロナそのものがインフルエンザ並みに分類を分けるということも起こってくるでしょうし、いかに先もって、このことの手を打っていくということが、今後の観光事業回復に大きな礎になるんじゃないかと思っております。

今日の新聞見ましたら、昨日、県知事ですね、おっしゃったのは、台湾との関係、台湾——台南——御無礼、台湾の南のほうですね、台南との関係をこれからもっと大きくするというので、御自身も、村岡知事が今から台湾に行ってセールスをしたいということもおっしゃっておられました。

今後、台湾と中国の関係、大変厳しい関係ありますけれども、しかしながら、日本に台湾は経済のほうでも半導体を含めて世界最先端をいっておる地域でありますんで、関係まだまだ続きます。

台湾の方々も日本に来たいという方がいっぱいいらっしゃいますんで、県がもう台湾に対して動きを早めようとしておられます。歩みを始めようとしておられますんで、市としても、せつかく台北のほうに美祿の事務所を持っておりますね。これを生かすのがもう本当大きなことだろうと思えますんで、今後、その辺はどういうふうに考えておられるか。

それと、行政体だけでなしに美祿市観光協会っていうのはいろんな手足を持っておりますんで、美祿市観光協会がどういう役割を今後果たしていこうとされておられるか、その辺を練っておられるかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） ただいまの村田委員の御質問にお答えしたいと思います。

村田委員おっしゃるとおり、観光事業を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。

そのために、我々は日々、先を打てる段取りをする——具体的に言いますと、例えば、観光振興計画なんかも今年度見直しを図りまして——一部見直しを図りまして、次の手を打っていく、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた対策を打ってい

くということも考えております。

そういった中で、台湾との関係をどのように構築していくのかという御質問でございますが、今年度、台湾との交流事業といたしまして、この秋に台湾を訪問させていただきまして、10周年の記念事業、県を含めました対応させていただく予定としておりましたが、このような状況の中、台湾との渡航というのがかなり厳しい状況ということを判断しまして、一旦、この秋の事業につきましては取りやめを行ったところでございます。

しかしながら、村田委員おっしゃいましたとおり、県知事のお話がありましたことから、再度またエンジンをかけ直して、年度内にはこの交流事業を再度構築できるように、今考えておるところでございます。

具体的に、年明けぐらいにはなろうかと思うんですが、その頃には、台湾との交流事業の再スタートというような形で、今考えてるところでございます。

併せまして、観光協会との今後の関係というところでございますが、御存じのとおり、我々、今、観光政策課という名称となっております。

これまで観光振興課、もっと前に言えば観光振興課と観光総務課というような形でやっておりました。

今年度から、観光政策課ということでございますので、できるだけ政策に特化した形で、行政のほうは事業展開を考えていきたいと。

そういった中で、観光協会のほうはプロモーション活動、そういったものを中心に行っていただくように、今、話し合いを進めておるところでございます。

また、観光協会、今年度DMOの取得を目指して申請行為を行っておるところでございます。そういった中で、事業の進捗管理というものも月1回定例会議を行いまして、どのような進捗状況なのか相互理解を深めながら事業展開をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 河村課長、大変心強い答弁やったですが、台湾についてはエンジンをかけ直すという言葉が使われましたが、かけるのであれば、ターボエンジンまで付けて、しっかり前を向いて進んでほしいと思います。

それと、観光政策課という言葉が使われました。政策というのは、その後に施策

なり事業をやって、初めて政策が生きてくるということですよ。ですから、実際にどういうふうに動いていくかということ、これからどんどん煮詰めていってもらって、来年の初めには台湾には行かれるということですから、行っただけではつまらないので、どうか、ずっと根っこを広げてもらって、今後、美祢市の観光事業に大きな花を咲かしてもらうように努力をお願い申し上げて、私の質問を終わりといたします。もう返答ありません。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第60号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号美祢市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内デジタルデジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） それでは、議案第64号について御説明をいたします。

議案第64号は、美祢市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてであります。

本市では、行政におけるDX推進の一環として、市民等の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、スマートフォンや御自宅のPCから各種の申請手続等が行える取組を進めているところでございます。

そのためには、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定める必要がございます。

そのことから、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第64号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） それでは、ただいま通知いたしました議案第66号について説明をいたします。

議案第66号は、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

これは、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令による法令改正に伴い、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例中で引用されている租税特別措置法同法施行令の規定について項ずれ等が生じているため、当該条例の一部を改正するものです。

これは、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第66号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 議案第67号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

これは、道の駅おふくの施設の一部であるレストランにつきまして、テナント方式として利用を可能とするため、必要な条例改正を行うものであります。

本年3月定例会市議会に議案提出した際に御指摘をいただきました所要の手続を踏まえ、来年度以降の次期指定管理者の選定手続に係る日程を考慮し、本9月定例会市議会で提案するものでございます。

改正の主な内容を説明いたします。資料の3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第5条指定管理者が行う業務について、第3号道の駅おふくの利用の許可及び利用料金の収受に関することを追加し、それに伴い、第9条利用の許可、第10条利用の制限、第11条利用許可の取消し等、並びに資料の4ページに移りますが、第14条原状回復義務の項目を追加しております。

また、資料の5ページにあります別表に、別表第1として、レストラン施設の利用料1か月22万9,130円の範囲内を追加しております。

なお、このレストラン施設の利用料金の積算は、美祢市行政財産使用料条例に基づき、使用する建物全体の価格の100分の10の額にレストラン部分の面積を案分し、算出した額であります。

これらにより、指定管理者がレストラン施設を利用しようとする者を自ら選定し利用を許可することが可能となり、併せて、レストラン施設の利用料収入を得ることができることとなります。

なお、この条例の施行は、新たな指定管理が始まる令和5年4月1日となります。説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何点か質問をさせていただきます。

このテナント化ということにつきましては、もう既に近くのセンザキッチンなんかで実施していらっしゃいます。

しかし、センザキッチンは、もともとあれだけ広い敷地で幾つかの事業内容があります。だから、その指定管理を受けた人が全体を統括的に管理していくということは、はなから難しいところだったろうと思いますが、道の駅おふくにつきましては、もともと一体的運営管理ということでスタートし、既に平成10年からですから、もう20数年間やってきてるんですね。

だけど、こういう形に改めたいということなんですが、基本はああいう狭いところでレストラン部門だけを切り離して、第三者にこれどういう契約内容になるか後で確認しますが、使っていただいてレストランを営業するというのは、何だか無理やり——無理やりそうしたというふうには私には映りません。

要すれば、指定管理を受けた人がレストラン部門を——事業をどう展開するかは、創意工夫、営業努力の問題だと私は思っています。

したがって、基本的には、どうしてこんなことをするという気持ちなんですが、議案として提出されておりますので質問しますが、そもそも、この月額22万9,130円というのは、上限というふうに理解していいんだろうと思いますが、これで実際にやってみて、要するに囲いの価格ですよ、これ、建物の。そんなものと営業とがどのように結びつくのか、つかないのか私は分かりませんが、これ以下であれば、もう指定管理者に任せますよということで理解してよろしいかっていうのが1点。

それから、指定管理者と第三者との契約は、スペースの賃貸借契約ということでよいのかと。

それから、テナント希望者を決めるにあたって、どのような方式で決めることを予定されておるのか。

とりあえず、3点についてお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、利用料の額につきまして、これは、上限額であって指定管理者が設定できるものかという御質問につきましては、そのとおりということになります。もちろん市の許可を得た上でということになります。

2点目の契約については、賃貸借契約になるのかということですが、これは利用の許可という形の締結になります。

レストランに入られる業者の選定方法につきましては、指定管理者のほうが公募によって業者を選定するということになります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○委員（坪井康男君） ただいまの御答弁の中で、3番目のどうやってテナントを決めるんですかということについては、指定管理者が公募して決めますよということですが、既に前回のときにも、多分、候補者が何件かあったろうと思いますけど、どのぐらいあったんでしょうか。1つ——1か所だけでありましょうか。その辺のところをお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

このレストランテナント化につきましては、まだこれから実施——議決されれば——された上で、これから実施ということになりますので、前回のときにどれぐらいの事業者がその候補に挙がったかというところにつきましては、実際に、その応募を公募しておりませんので承知しておりません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○委員（坪井康男君） 最後の質問です。

どのような形態をとるか、これは当事者が最善だということでお決めになればいいと思いますが。



さっき、冒頭にも申し上げましたように、これ、できてからもう20数年たつんです。で、そこまで試行錯誤して、最後の土壇場でテナント化っていうのは、何かよほどの事情がないと——よほどの事情がないと、あるいは動機がないと、私は何か目先の——目先の何ちゅうか、収支改善の言うならば仮の手段でしかないような気がします。

本当にテナント化——自分たちが直営でできないのがテナント化したらできるっていうのは、なぜですか。どこに、こういう仕組みにするっていう本当の本質的なポイントがあるんですか。私は、到底理解できない。直営でできないものが、どうして第三者ができるんでしょうか。

直営でやるということについて、十全な——十全ってのは、十分な御努力がなされてないからじゃないんですか。

これは質問であって、とっても答えにくい質問ですよ——けれど、このように変えるということをございますので、よほどの——よほどのその動機、こういうふうにはテナント化するって。が、なければ、私はもう納得できないんですが、もう一度、執行部の決意のほどをおっしゃってください。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

このたび、テナント化に向けて利用の許可ということで、方針を切り替えるわけなんですけども、これまでも、毎年、議会のほうに事業報告ということで、収支の状況をお示しをしてきたわけでございます。

その中で、従前も坪井副委員長のほうからレストラン部門の改革について、原価率の抑制であるとか、いろんな御指摘を賜ってきたところでもありますけども、現体制においても、原価率の抑制や営業時間の短縮等、それなりの営業努力をしてきたわけなんですけども、令和2年、令和3年と新型コロナの影響もありまして、レストラン改革というものが思うように結果として導き出せない状況でございます。

そういった中で、そういった収益の中の赤字部門を長期的に改善を見据えていくという考えもありますけども、レストランのテナント利用者があることによって、逆に、プラスの収入効果というものがありまして、道の駅おふくを管理する会社としまして、経営の安定化が図れるというところが大きなところであろうと考えております。

この方針の切替えを、第三セクターの改革推進委員会のほうにもお諮りしたところなんですけども、委員の皆様より、この戦略的にはこういった戦略を選択することが正しい、方向性があるという御意見をいただいたところでございます。

しかしながら、戦略があっても戦術を今後、考えていかなければいけないと。つまり、レストランのテナント化によって、収入——一定の収入が入り経営の安定化が図れるけども、根本的なほかの特産品部門であるとか、シャーベット部門、テイクアウト部門、温泉部門について、それだけ強みであるところに注力できるわけですから、その強みの部分をもっと拡大させるように、戦術を磨いていただきたいという意見もいただきましたので、現在、経営者会議を定期的に行きまして、今後の戦術を磨いているところでございます。

以上でございます。

○委員（坪井康男君） 視点を変えます、1点。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○委員（坪井康男君） 3回ルールに反しますので、視点を変えて質問します。

内容は、お風呂です。お風呂もレストラン部門と同じように大赤字の原因です。

で、私は何回も申し上げますけど、お風呂はやっぱり燃料代ですよ。今、灯油代幾らか分かりますか。112円か3円ですよ、1リッター当たり。とてもじゃないけど、そんな高い灯油でやってたんじゃ、風呂、採算取れません。

何度でも言いますけれども、なるべく早くバイオマス燃料の転換を進められるように強く要望します。

それから、もう1つは細かい話です。

現在、レストラン部門に従事していらっしゃる従業員が数人いらっしゃると思います。この方はどうされるんですか。首切りですか、それともテナントのほうに異動ですか。これが最後の質問です。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

温泉部門のバイオマスボイラーの導入ということで、本会議のほうでも御質問があって、市長が答弁をしておるかと思っておりますが、現在、トロン温泉から実証試験を導入いたしまして、その全体の計画書の中では、トロン温泉の次には道の駅

おふくの温泉部門、または市民プール等、順次計画が記載をされているところですので、まずは、トロン温泉での実証が好転した結果となることを推進いたしまして、その後の展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、現在のレストラン部門の人員なんですけども、3月議会のときに御審判をいただいた結果で、レストラン部分について人員を呼び戻したりしたところも経営者会議で聞いておるところなんですけども、現在もその人員を多少苦慮しておられるところがありますが、基本的には、シャーベット部門であるとか、今、テイクアウト部門に新たなメニュー開発等をたくさん取り組まれておりますので、そういったところで人員配置の機動性を持たせるということ、経営者会議のほうで聞いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 2ページの別表になるんですけれども、レストランの1か月の利用料金の上限は出ております、22万9,130円の範囲内。ところが、下限というものがございません。これ、0円ということもありうるわけでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

山中委員の御質問にお答えいたします。

条例上、下限のほうを設けておりません。

で、この料金の設定は、この額を上限として指定管理者が設定することができる。で、先ほど申しましたとおり、市の許可を得た上でということになりますので、その協議の中で設定していくものと承知しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、経営状況が——売上げが伸びないというようなことになれば0円ということもありうるわけでしょうか。

大体、ひと月どのぐらいの売上げを考えてらっしゃるんでしょうか。

これ、例えば、料金1か月に22万9,130円マックス頂くとすれば、かなり売上げないと思います。その辺のところは考えていらっしゃいますか。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 山中委員の御質問にお答えをいたします。

利用料金の下限のお話なんですけども、大変難しい判断になろうかとは思っております。

そもそもの利用料金の最初の設定は、これから公募ということで数社現れた場合に、プロポーザルなどを行って会社のほうで選定をされると思っております。

そういったことで、どの事業者が幾らの値段を当然申し入れされるかにもよりま  
すけども、その事業計画がすばらしいと思われた事業者をテナントの利用許可者に  
決定をされることとなろうかと思っております。

よって、一番大事なのは、事業者の見極めであろうかと思っておりますし、その  
事業者が適切な運営をされて、営業努力をされて、売り——売上げを計上されるこ  
とを願っておるわけなんですけども、こういった新型コロナっていう影響は、令和  
2年度、令和3年度が主だった外出自粛であるとか、いろんな影響があったわけな  
んですけども、今後も、そういった似たような外部環境の変化というものが起こら  
ないとも限らない状況で、その都度、経営のもしも苦境に立ち入られた場合に、施  
設の管理者として、その事業者との関係をどう維持していくのか、または契約が途  
切れる際に、新たな事業者を再募集していくのかっていう判断があろうかと思いま  
すけども、契約期間の中で、そういった相手方が苦境に立たされたときに、道の駅  
全体のことを考慮して、いかにテナントを維持していくことが道の駅全体の運営に  
資するのか、それとも、相手方が許せば、そういった休業等をしてでも道の駅全体  
のことを考えれば、何がベストなのかという視点で、指定管理者が捉えられると思  
いますし、その都度、市とも協議して、経営者会議も定期的に行っておりますので、  
その中で判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。山中委員。

○委員（山中佳子君） きちんとした経営改善もされていくとは思いますが、  
厳しい目で見てくださいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） ちょっと1点分からないことがあるんで、お伺いしたいと思  
います。

今の利用者に係る公募のことなんですけど、今のこの条例の中にも、それから美祢

市の指定管理者制度に関する指針の中にも、利用者についての規定は細かくないんですよ。

というのが、今、事業者という言葉が繁田部長使われましたけれども、この利用者として手を挙げられる方々が、例えば、法人格を持っておられる方なのか、もしくは法人格に準ずるような体制を持っておられる方なのか、もしくは個人としてやる気があるけど個人だと、何もないけれども私ならできるという人がいらっしゃるかもしれません。公募をかけるといろいろなケースが考えられると思うんですが、その辺のことの整理はちゃんとできておられるかどうか、それをちょっと確認させてください。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 村田委員の御質問にお答えをいたします。

今後、会社のほうで公募される際に、その事業者の法人格なり、また、個人もオーケーかというところなんですけども、ほとんど法人で展開される場合と、法人で多店舗展開される事業者もおられますし、または一方で、魅力的に個々飲食店店舗展開されてる方は、ほとんどが多くは個人事業主ではなかろうかと思っております。

そういった中で、今後、プロポーザルなり行われる際に審査資料としまして、どの程度地元産食材を利用されるであるとか、法人格での財政基盤を見られるのか、その全体としてのレストラン運営の計画——計画書、またはメニュー展開であるとか料金であるとか、そういったその方の運営の計画書がどの程度すばらしいものであるかっていう内容を、適切に審査されると考えておりますので、現在は、個人を含めて公募されるものと市のほうでは考えておりますし、そういった法人の財政基盤を見られるかどうかというのは、今後の経営者会議なりの公募の仕方の中で審査基準というものを的確に定められるものと解釈をしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 分かりました。

私がかれ心配しとるのが、せつかく受けられる方が、初めて見たけれども商売にならないということで、これの言葉を使うと、めげてしまったということになることを大変恐れておるんですよ。それは、その方にとっても気の毒ですし、道の駅おふくのイメージにとっても大変マイナスになりますんで、今申し上げたことと、そ

れから前、繁田部長がおっしゃったようなことをきっちり整理をされて、個人でもいろいろな実績のある方が公募に応じられるのであれば、その辺は、ある程度安心できるかと思えますけれども、やる気はあるけれども全く実績がないという方もいらっしゃると思えます。ですから、その辺をよく精査、判断をされて、道の駅がすばらしい方を、事業者を採用されることを祈っております。

また、そのことの指導機関ですから、市のほうの関与もよろしくお願いをしたいと思えます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。山下委員。

○委員（山下安憲君） すみません、ちょっと根本的というか——レストラン施設のお家賃22万9,130円、これ上限を決めたら、例えば、そこに入られたテナントさんがものすごい売上げを上げた。世の中、ラーメン屋さんでも年間多くをたたき出すところもあると思うんですけども、道の駅おふくを何ていうんですかね、こう流行ら——流行らせるというか——そのプラスというか——黒字に転換させて、もっともっとその収益を上げていこうと思ったときに、逆に家賃の最低を決めて、そして、それから上は全部その売上げの何%とかですね、そういうふうな業績によってっていうふうにしたほうが、何ていうか——いい業者が入れば、結構青天井になるんじゃないかと思うんですけど、そういう考えはなかったですかね。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山下委員の御質問にお答えいたします。

まず、レストランのテナント化を可能とするために、所定の手続によってこの額を算定したものでありますので、この家賃——この利用料をきちんと指定管理者のほうに納めていただき、適正に管理していただければ、それ以上の売上げを上げられた分については、現時点では、そのレストランに入られた事業者のものになるというところがございます。

で、委員おっしゃいます大きな利益が上がったときの取扱い等については、現時点で細かな制限というものは、特には決めてはおりません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山下委員。

○委員（山下安憲君） その入られる業者にもよると思うんですけど、家賃が低く抑

えられて、なるべく公募して、いっぱい手を挙げられて、そして、その中で皆さん選定されると思うんですけども、そして、それでどんどん売上げが上がれば、それは入った方にもいいことですし、そして、市のほうでも、それに乗じてっていうことで、もし設定するのであれば、何か市のほうの財政にもプラスになるのではないかという、ただ単純にそんな考えなんですけれども。

例えば、今後、この条件で入られた後、もしその入った業者さんの業績とかあって、そんなやっぱり1年ごとしか変えられないかもしれないんですけど、僕はそういうふうは何ていうんですかね——道の駅おふくそのものが全部門で黒字を上げていって、そして、美祢の——市の財政に貢献する、そういうふうなところだったら、将来的にはいいのかなと思うんですけども、この条件自体は、また1年ごとに何かあれば変えていけたらな——変えていきたいというか——やっぱり1回考え直したらなっていうふうなのは思うんですけども、その時点はどんな感じでしょうか。考え直したいということは、あんまりないでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの山下委員の御質問にお答えをいたします。

利用料金につきまして、今お示しのとおり条例で定めておるところなんですけども、山下委員が言われるように、その事業者が収益、売上げが好調でたくさんの利用料を納めてもよろしいというお考えがあるということが、基本的には前提なわけなんですけども、今から——これから始めて利用を許可していくわけですので、今後のその事業者の展開を、まずは見定めてまいりたいということが1点と、仮に、すばらしい——売上げに関してはすばらしい事業者であっても、中身の計画書的に——例えば、地場製品の活用であるとかそういったところのルールがなかなか守れないで、資本的に売上げ向上だけを目指される事業者も出てくる可能性もございまして、それをいざ切り替えるときに、従前がそういった売上げの何%っていうような条例改正をした場合に、事業者を切替えたときに、後の事業者にその適用をするのがなかなかまた難しい部分もありますので、慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第67号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。安永選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（安永一男君） それでは、議案第68号美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について御説明いたします。

公職選挙法施行例に規定する公営単価につきましては、最近における物価の変動等を踏まえまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関しまして、選挙運動用自動車の使用など、公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うための公職選挙法施行令の改正が令和4年4月6日に公布され、同日施行されました。

そこで、美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額についても、国政選挙に準じて額を引上げようとする条例の改正でございます。

改正の内容でございますが、2ページの新旧対照表を御覧ください。

条例第4条の選挙運動用自動車使用の公費負担のうち、契約が一般運送契約である場合における1日当たりの使用料について、従前の6万2,000円を6万4,500円、契約が一般運送契約以外である場合における1日当たりの使用料につきまして、従前の1万5,300円を1万6,100円、燃料の供給に関する契約における1日当たりの燃料の代金の減額——限度額について、従前の7,500円を7,700円。

3ページを御覧ください。



運転手の雇用に関する契約における1日当たりの報酬の額について、従前の1万1,700円を1万2,500円に改めます。

次に、第6条の1人の候補者の選挙運動用自動車の公費負担の限度額を、従前の6万200円から6万4,500円に改めます。

さらに、第8条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額につきまして、限度額を算出に用いる作成単価を従前の501円99銭を541円31銭、13万8,000円を14万1,000円に改めます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであり——ものであります。

説明は以上になります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第68号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきましての審査を終了いたしました。

その他、執行部から報告事項がありましたらお願いいたします。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 議会には、市立病院、美東病院の現在の経営状況について、適時説明させていただくことになっております。

今から発信します資料には、コロナ感染の影響の強いグリーンヒル美祢も含む、訪問看護ステーションも入っておりますが、御説明させていただく内容は2病院の経営状況のみ説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 古川市立病院事務部事務長。

○市立病院事務部事務長（古川和則君） それでは、まず、市立病院からの経営状況の説明させていただきたいと思います。

まず、その前に、先ほどからありましたコロナ患者の受入病床について、ちょっと補足説明させていただきます。

市立病院におきましては、4月からコロナ病床受入病床につきまして、機材保管スペース、消毒スペースの確保のために、前年度6床としておりました病床を4床増床しまして、一般病床10床を休床しております。そのうち、患者受入れ用の特別病床については4床のままとしております。

このことによって、今現在運営する状況でございます。

それでは、今、送信しました資料に基づきまして、説明させていただきたいと思います。

まず、医業収益でございます。

入院収益では、4月から8月までの期間における収益累積額としまして3億8,346万638円となりまして、前年度同時期での比較としまして373万4,225円の増加となっております。

次に、外来収益ですが、本年度では1億8,142万2,730円となりまして、対前年比で123万7,122円の収益増加となっております。

その下、その他医業収益でございますが、対前年比で31万1,533円減少の7,998万4,485円となっております。

以上によりまして、本年度の市立病院の医業収益累計としまして、対前年度比465万9,814円増加の6億3,586万7,853円となっております。

これに対し、医業費用についてでございますが、まず、給与費では、総合診療科の常勤が2名、4月から増員となっております。それらによりまして、給与費が増加をしております。

また、材料費におきましては、コロナ患者受入れに伴います治療薬の増加、それからジェネリック医薬品の流通量の大幅な減少に伴いまして、やむを得ず単価の高い先発医薬品に切り替えております関係上、薬品数を超えております。

また、診療材料費につきましては、材料の調達経費が高騰しておりまして、こちらのほうも経費が増加をしております。

さらに、経費におきましては、昨今の社会情勢の影響を受けまして、重油単価の上昇に加えまして、特に7月以降の電気代の大幅な高騰によりまして、医業費用全体としましては、対前年比で4,881万6,968円増加の7億7,836万753円となっております。

これによりまして、本年8月末時点での医業収支におきましては、対前年度比4,415万7,154円悪化の1億4,249万2,900円の損失となっております。

次に、中段の医業外収益でございますが、こちらにつきましては、県支出金の欄を御覧いただきますと、先ほど申しましたコロナ患者受入病床確保のための空床補償になりますが、本年度4月から受入病床4床増加したことによりまして、この分については4月から6月分の3か月分ですが、対前年度比で3,104万4,000円の増加となっております。

これらによりまして、市立病院当該年度8月末時点の経常収支としましては、対前年度比4,027万3,203円の改善をしております6,306万5,435円の純利益となっております。

下側になりますが、給与費等の年度間関係数値の調整後の経常収支につきましては、対前年度比2,842万7,203円の改善で4,840万3,565円の純損失の状況となっております。

市立病院については、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 古屋経営企画室長。

○美東病院事務部事務長（古屋壮之君） それでは、美東病院になりますけれども、7ページまでお進みください。

美東病院におけます本年8月までの経営状況について、簡単に御説明いたします。

まず、医業収益のうち入院収益では、8月までの期間における収益累計額として入院患者数の増加、また、1人当たり診療単価の増加を受け2億9,897万2,723円、対前年度比で707万4,900円の増加となっております。

次に、外来収益ですけれども、こちらのほう、延べ外来患者数、昨年と比べますと若干減少しておりますが、発熱外来に来られる患者さんの増——割合の増加に伴い、外来診療単価のほうが増加していることを受け8,673万4,443円、対前年比で545万7,511円の収益増加となっております。

以上により、本年の医業収益累計といたしましては、対前年比1,175万2,743円増

加の4億3,348万2,139円となっております。

これに対しまして、医業費用に関しましては、先ほど市立病院の状況でもありましたように、診療材料の調達経費の高騰、ジェネリック医薬品の流通減少に伴う先発品への切替え、また、重油単価の上昇に加えまして7月以降の電気代、こちらの大幅な高騰によりまして、医業費用全体としては、対前年度比1,592万7,226円増加の5億509万7,259円となっております。

これにより、8月末時点での医業収支に関しましては、対前年比——前年度比417万4,483円悪化の7,161万5,120円の損失となっております。

次に、医業外収益ですけれども、県支出金、先ほど来ありますコロナ患者受入病床確保のための空床補償、一応、本年4月から6月分までの期間の休床補償分ですけれども、昨年度比2,064万4,000円増加しております。

これらによりまして、当年度8月末での美東病院の経常収支といたしましては、対前年度比で2,235万6,836円改善の2億1,315万5,629円の純利益。給与費等の年度関連数値調整後の経常収支では、対前年度比で2,105万7,836円改善の6,977万1,509円となったところでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（猶野智和君） その他、委員の皆さんから所管事項について、何かございましたら御発言をお願いいたします。坪井副委員長。

○委員（坪井康男君） 聞きにくいことをお聞きします。

懲戒処分が既にもう解けたと思っておりますお二方、その後、いかがなっておりますでしょうかということと、それから、パワハラ問題は改善されましたか、2点です。

○委員長（猶野智和君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 坪井委員の御質問にお答えします。

1点目の懲戒処分がもう終わったかという御質問ですけど、副院長のほうは終わりました、1か月の停職で、6月の丸1ヶ月。それから、院長のほうは10%減給を6か月ですので、まだ少し続けております。

それから、2点目のパワハラが改善したかという御質問ですけれども、お二方——2人のパワハラ問題、処分が明けてから、現在は非常に改善しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○委員（坪井康男君） 副院長さんは、復職されたんでしょうか。お尋ねします。

（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時04分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月27日

総務企業委員長